

世田谷区における
循環型社会形成実現に向けて

答 申

世田谷区らしい“生活のあり方”や“ものとのつきあい方”
を目指して

平成16年12月

世田谷区清掃・リサイクル審議会

目 次

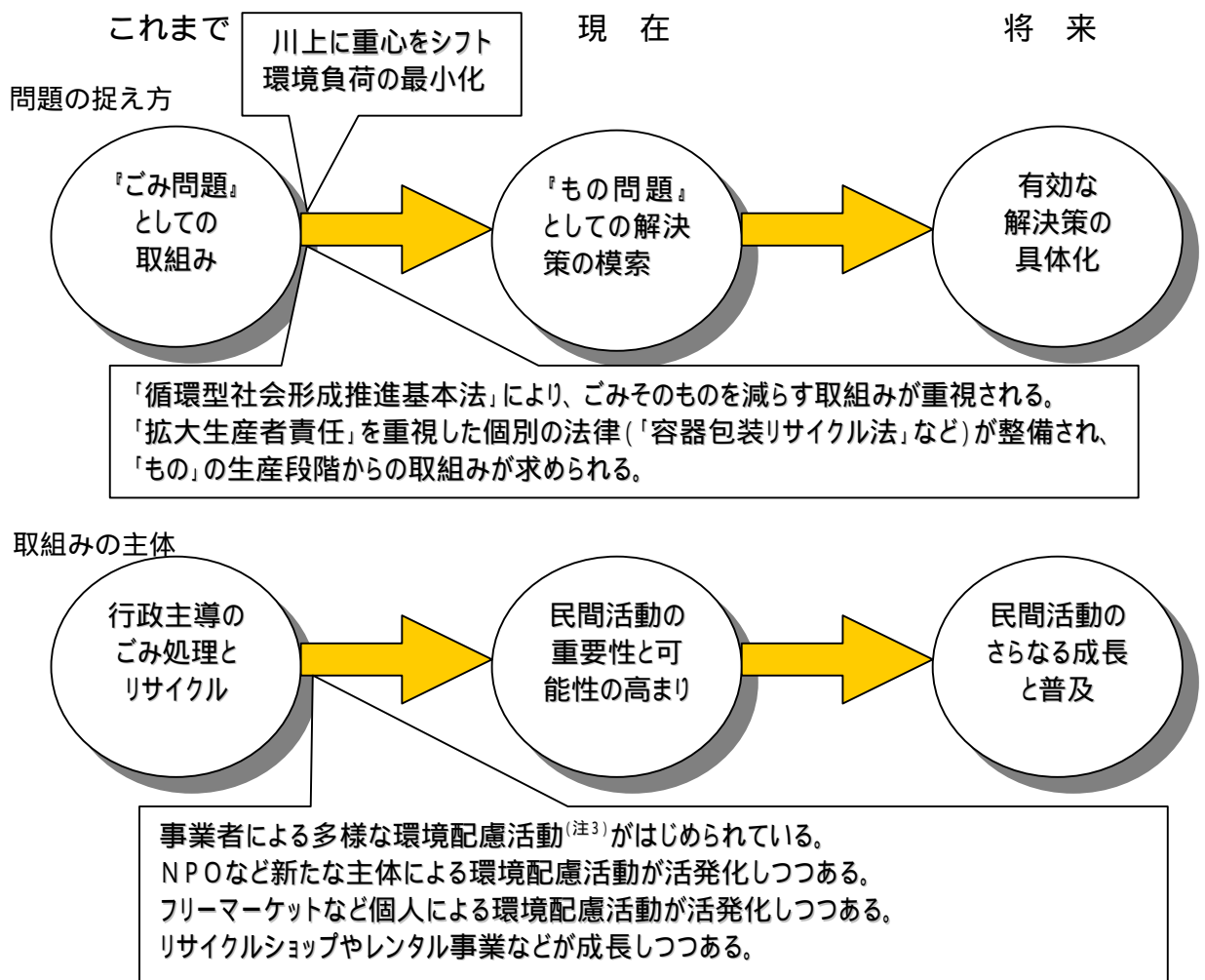
1 .	社会状況の変化	1
	移り変わる社会と基礎的条件の変化	1
	現状と課題	4
2 .	基本的な考え方	5
	基本理念	5
	基本方針	6
3 .	重点取組み	8
	重点取組みの意義	8
	3つの重点取組み	8
	重点取組みの内容	10
4 .	指標	13
	指標設定の考え方	13
	指標の枠組み	14
	指標等の公表	16
5 .	取組みの推進	17
	推進にあたっての考え方	17
	区の主たる役割	18
	区民・事業者の主たる役割	18
資料編		
	諮問文	20
	委員名簿	22
	審議経過	23
	「ごみゼロプラン2000」の評価・検証	24
	「ごみゼロプラン2000」の評価・検証からみえる課題等	33
	ごみリサイクルに関するデータ	36
	「ごみゼロプラン2000」目標値の達成状況	52
	世田谷区事業所ごみアンケート調査報告書概要版	56
	事業者ヒアリングまとめ	69
	家計動向に関するアンケート調査	71
	家庭の物流把握に関する計量調査（家計動向調査）	100
	重点取組みに係る事例集	116
	レンタルサービスの動向	122
	NO TIME TO WASTE（仮訳版）抜粋	126

1. 社会状況の変化

移り変わる社会と基礎的条件の変化

ごみを「適正に処理する」、さらには、「リサイクルする」というだけではなく、ごみの発生そのものを少なくすることの重要性が社会に認識され、法律（「循環型社会形成推進基本法」）にも位置づけられた。くらしや事業活動における「もの」へのかかわり方が問われるようになり、「ごみ問題」が「もの問題」^(注1)に変化し、現在はその推進のための具体的方策が模索されている。

また、「拡大生産者責任」^(注2)に基づく法律の整備やNPOに代表される新たな主体による環境問題への取組み、環境関連サービスの成長など民間活動の重要性や可能性が高まりつつある。



(注1) 「もの問題」：「もの」がごみとなる以前の段階での対処が重要となり、ごみの減量や適正処理に向けて、くらしや事業のあり方、「もの」とのかかわり方を問題にしている。

(注2) 拡大生産者責任：OECD（経済協力開発機構）により提唱された考え方。生産者は生産行為だけに責任を負うのではなく、それがごみとなった段階にまで責任を負うべきであるとする考え方。わが国では2000年に施行された「循環型社会形成推進基本法」に明記された。

(注3) 「環境配慮活動」：修理してものを使い続けることや不用品の再使用、資源の分別、再生品の購入などという。

国における政策の変遷

拡大生産者責任を基本とする法整備が進められてきたが、今後はその評価・見直し、地域における定着が課題

これまでは、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、拡大生産者責任を基本政策とする各種法制度の整備が行われてきた。

現在は、「廃棄物処理法」「資源有効利用促進法」「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「建設リサイクル法」「食品リサイクル法」「自動車リサイクル法」が成立し、各種法制度の整備が一段落しつつある。

今後は、費用負担の公平性や事業の効果、効率性の観点から各種法制度の評価・見直しとともに、拡大生産者責任に基づく具体的な取組みの定着が課題である。

自治体における循環的利用^(注1)・ごみ処理の変遷

資源の分別を前提とするごみ処理システムが定着してきたが、今後は費用対効果を考慮した循環的利用・ごみ処理とごみの発生そのものを抑制するシステムの具体化が必要

これまでは、全国の自治体において、資源の分別回収を優先したごみの処理が進められてきた。

現在は、資源の分別回収を進める一方で、費用対効果を考慮した循環的利用・ごみ処理という考え方に立った取組みの必要性も指摘されている。

今後は、有害物対策を含む効率的な循環的利用・ごみ処理の具体化及びごみそのものの発生抑制に係る取組みの具体化が課題である。

民間における循環的利用に係る取組みの変遷

【事業活動】

流通業、事業所における多様な環境配慮活動が普及しており、今後はその定着が必要

これまで、小売店(流通業)における簡易包装やレジ袋の削減、再生品の販売、トレイなどの資源拠点回収、事業所におけるオフィス古紙の分別、再生紙の利用といった環境配慮活動が取り組まれてきた。

現在は、これらの先進的取組みが裾野を広げ、マイバッグ運動など多様な環境配慮活動が小売店などへと広がりを見せているほか、オフィス古紙の分別や再生紙の利用も中小事業所へと広がっている。

今後は、このような環境配慮活動の多様な業種への拡大と定着が課題である。

(注1)「循環的利用」:「再使用」、「再生利用」、「熱回収」(資源として使えないものは、燃やしてその熱を利用すること)を意味する。

成長しつつあるレンタルやリサイクルショップ等の事業を、今後は区民の利便性を高め、地域に普及させることが課題

国の「循環型社会白書」において大きく取り上げられ、社会的にも話題となったように「リース・レンタル」という事業は、製品を消費者が保有せず、製品の「機能」だけを販売・利用するという考え方に基づくものである。このようなサービスが普及することで、ごみの減量につながる新たな役割が期待された。

現在は、単身者等を対象とした家電製品のレンタルなどの具体的な事業が開始されるとともに、地域における古書店やリサイクルショップ、修理業(リペア)などの起業活動が活発となっている。

今後は、リース・レンタルなどの事業のさらなる成長が期待されるとともに、古書店やリサイクルショップ、修理(リペア)事業が地域の循環的利用の受け皿となるように、区民の利便性を高め、普及させることが課題である。

【市民社会】

NPO等新たな主体、個人による多様な環境配慮活動が活発化しており、今後はその普及が課題

これまで、資源の集団回収等地域社会がごみ減量やリサイクルに重要な役割を果たしてきた。また、行政、区民団体等の主催によるフリーマーケットに参加するなど、個人としての取組みも日常化してきた。

現在は、地域社会、個人としての取組みに加えて、NPOなど新たな地域団体による環境配慮活動が展開されつつある。

今後は、NPO活動の発展やコミュニティビジネス^(注1)の萌芽など、環境配慮活動がさらに身近となること、また、個人においても、環境配慮活動の形態が多様化し、参加者の幅が広がるものが課題である。

区における循環的利用・ごみ処理の変遷

清掃事業の円滑な区移管を終え、社会状況の変化や地域特性等を踏まえた区独自の取組みが必要

これまで、区は、資源の分別回収や再生品の流通促進、事業系ごみのリサイクルシステムの構築に向けた取組みの開始など、ごみをいかに減らすかという循環型システムづくりに取り組んできた。また、川上に重心をシフトし、環境負荷を最小限にとどめることを基本理念とした「ごみゼロプラン2000」を策定し、これに基づき、清掃事業の都から区への円滑な移管を実現するとともに、それまで区が独自に取り組んできた多様なリサイクル事業、意識啓発事業等をより一層展開してきた。この結果、ごみ収集量はここ数年着実に減量が進んできた。

今後は、国や民間における社会状況の変化や地域特性等を踏まえた新たな区独自の取組みを進める必要がある。

(注1)「コミュニティビジネス」:地域の区民が主体となって地域の課題や問題を解決するために行うビジネスを意味する。

現状と課題

「ごみゼロプラン2000」の策定や推進を通じて、都からの清掃事業の円滑な移管を重要な課題として取り組むとともに、移管以前から取り組んできたリサイクルを推進することができた。しかし、川上に重心を置いた取組みを具体化し、ごみそのものを減らすという根本的な取組みは十分な効果を上げるに至っていない。

また、多くの区民に環境・ごみ問題への関心を高めることができたものの、その関心の高さが必ずしも行動に結びついていない。これは、意識と行動のギャップに加えて、関心の高さに対応した受け皿となる社会のしくみが不足しているためと考えられる。

主たる課題

意識と行動のギャップがある

区民、事業者の環境・ごみ問題への関心は高まっているが、関心が高い区民・事業者が必ずしも全て積極的に行動しているわけではない。この意識と行動のギャップを埋め、一部の区民や事業者の取組みを全区的に広めることが重要である。

適切な情報と社会のしくみが十分に備わっていない

意識と行動のギャップを解消しようとしても、ごみそのものを減らすことができる利用しやすい多様な選択肢、サービスが不足しては、行動につながらない。今後、区民・事業者が、資源の分別だけでなく、ごみそのものを減らす方向に向かったときに具体的な行動につながる社会のしくみが十分に備わっている必要がある。

その他配慮すべき課題

個々の具体的取組みを検討するうえで、そのほかに配慮すべき課題は以下のとおりである。

- 有害物対策を含む効率的な循環的利用・ごみ処理のしくみの構築
- 区民のくらしや事業活動の多様化に対応したごみを発生・排出させない取組みの創出
- 拡大生産者責任の徹底
- 既存の店頭回収方式、集団回収方式を改良した新しいしくみの創出
- 中小規模の事業所を対象とした資源回収のしくみの再構築

2 . 基本的な考え方

基本理念（あるべき社会像）

「ごみゼロプラン2000」では、「もののライフサイクル全体を見据え川上に重心をシフト」し、「環境負荷を最小限にとどめる」ことにより、「循環型社会」を目指すことを基本理念とした。今後においても、川上に重心を置いて、ごみそのものを減らす取組みの具体化をより一層進めることにより、持続可能な社会への転換を目指して基本理念を次のとおりとする。

健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことができる

“環境に配慮した持続可能な社会”

区民・事業者が主体となって、
「もの」との付き合い方を見直し、
環境に配慮したくらしや事業活動へと転換し、
不用となった「もの」は循環させ、
それでもなお排出されるごみは適正に取り扱う、
このような社会を目指す。

基本方針

「環境に配慮した持続可能な社会」を実現するための基本方針は次の4つである。基本方針は、施策や事業を展開するうえでの方向性を示すものであり、行動基準ともいべきものである。

基本方針1 区民・事業者主体による取組みを推進する

区民・事業者が主体となった環境に配慮した意識の形成、くらしや事業活動のあり方の転換を図るとともに、区民と事業者の協働による取組みを進める。区は、区民・事業者が主体となって行動を起こすための調整・支援役を担う。

基本方針2 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する

ものの流れの川上に位置する製造・流通を視野に入れた取組みを重視し、生産(製造・流通事業者)、消費の両面からごみを出さないための取組みを進める。

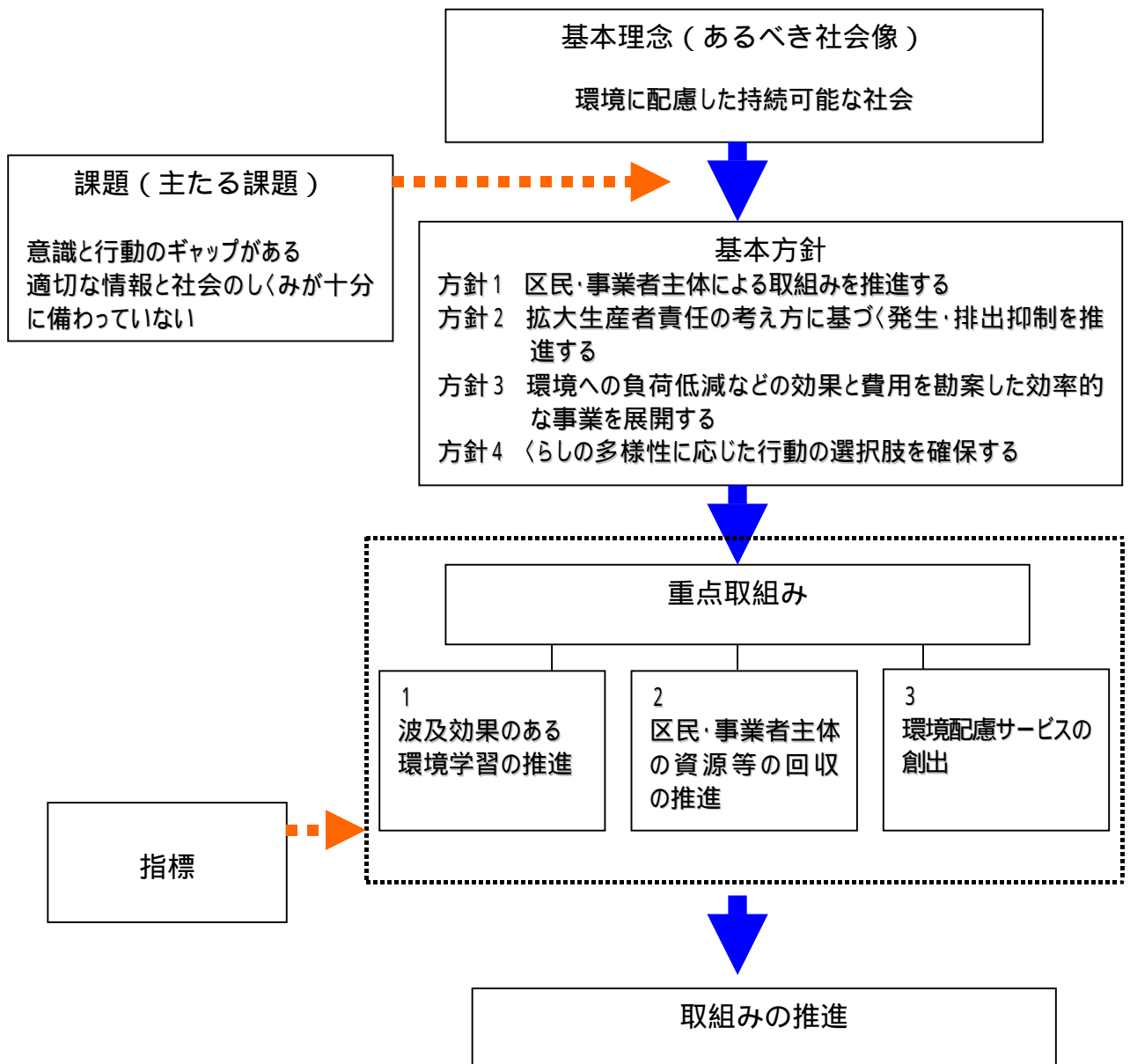
基本方針3 環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する

環境への負荷の低減、ごみの減量や処理と費用のバランスをとりながら、効果的な事業推進を図る。

基本方針4 くらしの多様性に応じた行動の選択肢を確保する

環境に配慮したボランティア活動やNPO活動等の取組みを重視するとともに、環境に配慮した事業活動の重要性の高まりに着目し、区民一人ひとりのくらしに対応した多様な行動の選択肢を確保する。

基本的な考え方(枠組み)



3 . 重点取組み

重点取組みの意義

「環境に配慮した持続可能な社会」は何かひとつのしくみや事業の導入だけでは実現することが難しく、区民・事業者がくらしや事業活動のあり方を中長期的に変えていくことが重要となる。こうした取組みの契機となり波及効果のある事業を基本理念実現のための「重点取組み」として展開する。

3つの重点取組み

以下の視点から3つの重点取組みを展開する。

ごみの発生や排出を抑制する

中・長期的に民間の活動を活性化させ、川上重視の取組みを区内に波及させる

基本理念実現のための新たな担い手を育てる

民間による先駆的な取組みを成長・発展させることにより、「もの」を大切に利用し、ごみを減らすことができるしくみづくりに貢献する

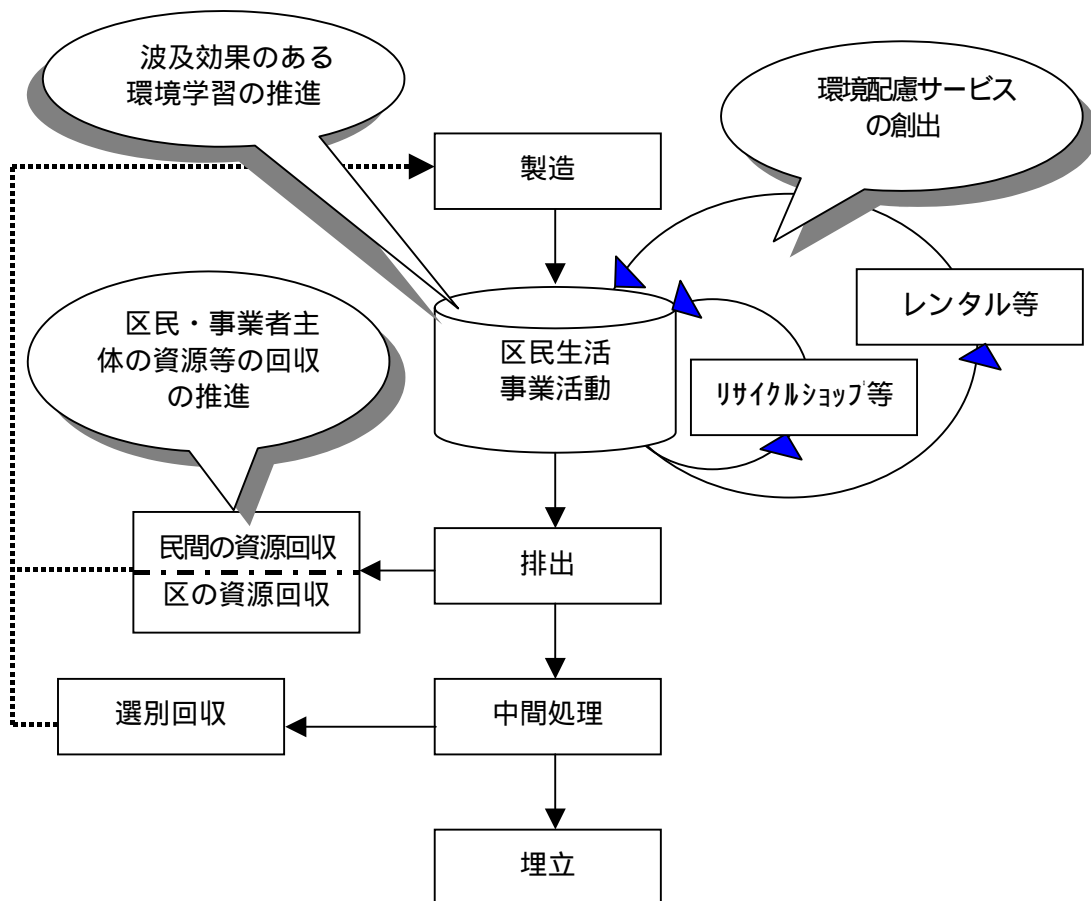
波及効果のある環境学習の推進

区民・事業者主体の資源等の回収の推進

環境配慮サービスの創出

【重点取組みが対象とするものの流れの段階】

3つの重点取組みはもの流れの中で、川上を重視した取組みで構成されている。



重点取組みの内容

1 波及効果のある環境学習の推進

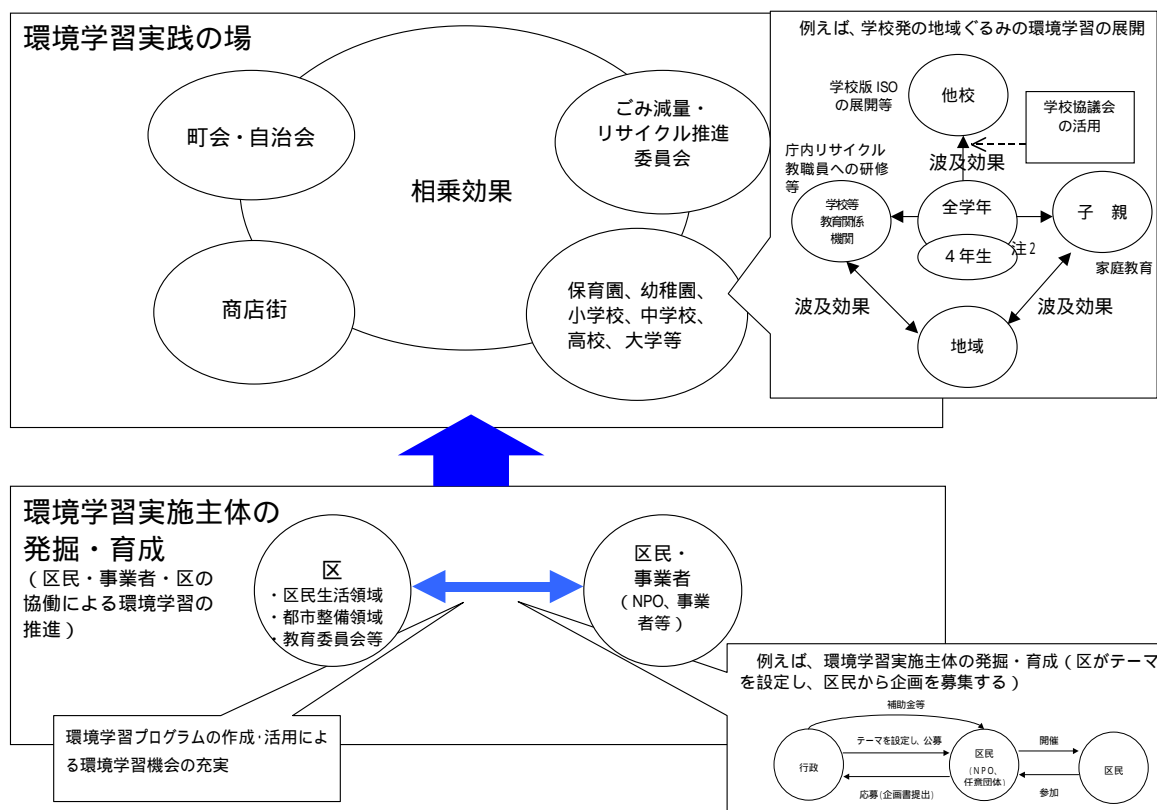
環境に配慮した持続可能な社会の構築の基本となる新たな担い手を育成する。そのために、断片的な環境学習の実施ではなく、全区的に波及効果をもたらすことができる環境学習を総合的に展開する。

特定層(例えば、小学校4年生)を対象にしつつも、多くの主体を巻き込んだ環境学習の展開を図る。家庭や地域への波及効果も視野に入れた小学生を対象とする環境学習プログラムを作成、展開する。

区による情報提供に加えて、区民・事業者が主体となった情報発信、環境学習プログラム、リーフレット・副読本などの作成を行う。

区民・事業者主体の情報発信、環境学習プログラム、リーフレット等作成を進めるためのしくみとして、公募方式の可能性、効果を検討する。

波及効果のある環境学習の推進のイメージ^(注1)



(注1) 重点取組みのイメージ図は、例示である。実施段階において、各取組みの関係者を交えた研究や検討を進めることで、具体的な事業内容やしきみが決まることとなる。以下、同様。

(注2) イメージ図の中で、4年生を対象とした環境学習を想定しているのは、現在、4年生の社会科で、ごみについての授業を実施していることによる。

2 区民・事業者主体の資源等の回収の推進

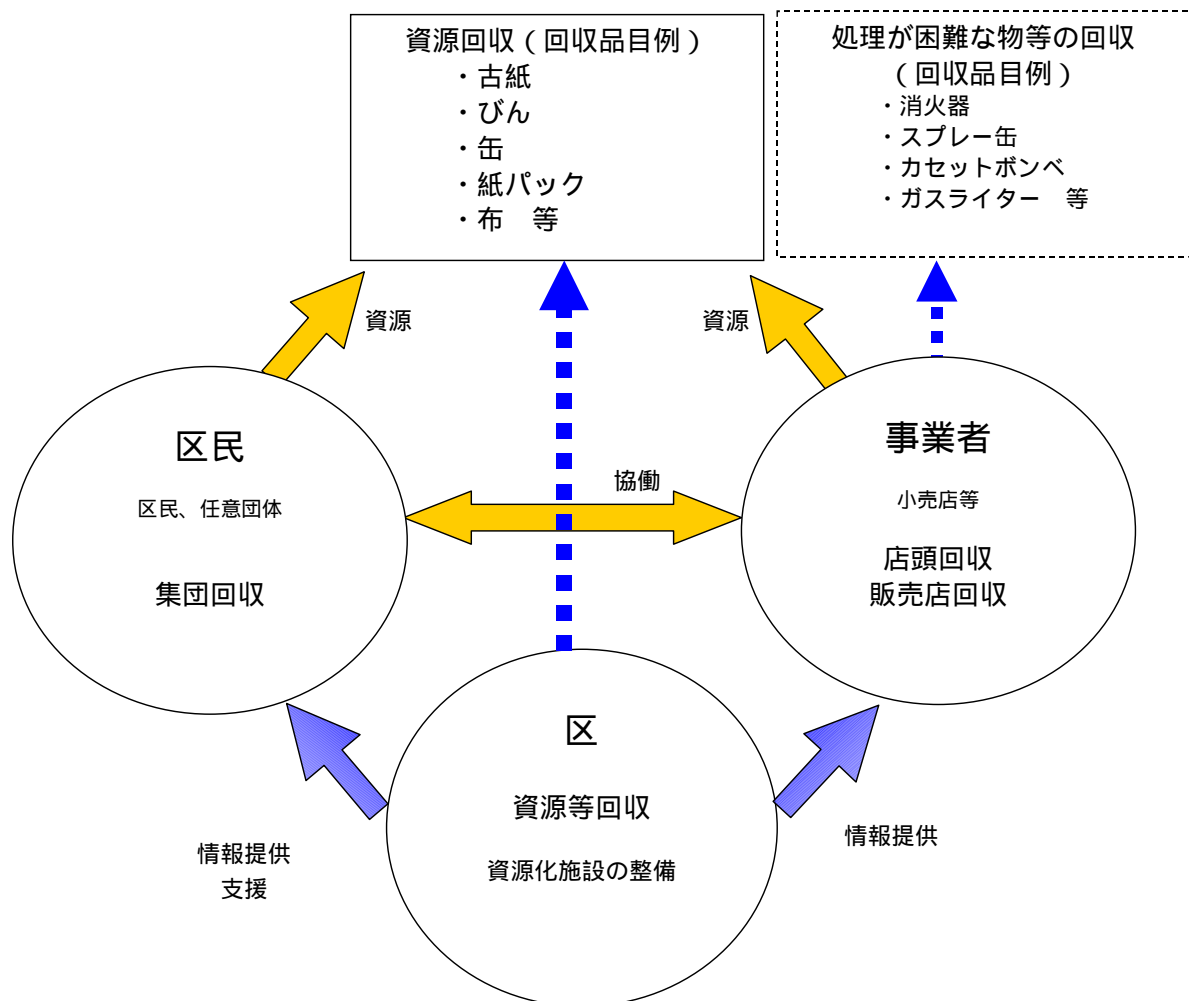
区民・事業者が主体となった資源等の回収のしくみをつくる。そのために、現在の集団回収の支援のしくみを改良した新しい区民主体型の資源回収事業を展開する。

区民が資源回収を行い、区の資源分別回収サービスを望まない場合には、分別回収費用節約分の一部を地域に還元する方式を検討する。

商店街の空き店舗などを活用した、事業者と区民の協働による資源回収の可能性を検討する。

現在の集団回収組織の活動を長年にわたり継続できる環境づくりの一つとして、活発な主体（NPOや区民団体など）がサービスを望む家庭（高齢者世帯など）の資源回収をするしくみの可能性・効果を検討する。

区民・事業者主体の資源等の回収のイメージ



3 環境配慮サービスの創出

区民・事業者が日常のくらしや事業活動において、気軽に「もの」を大切にできるよう、環境に配慮した各種サービスを創出する。

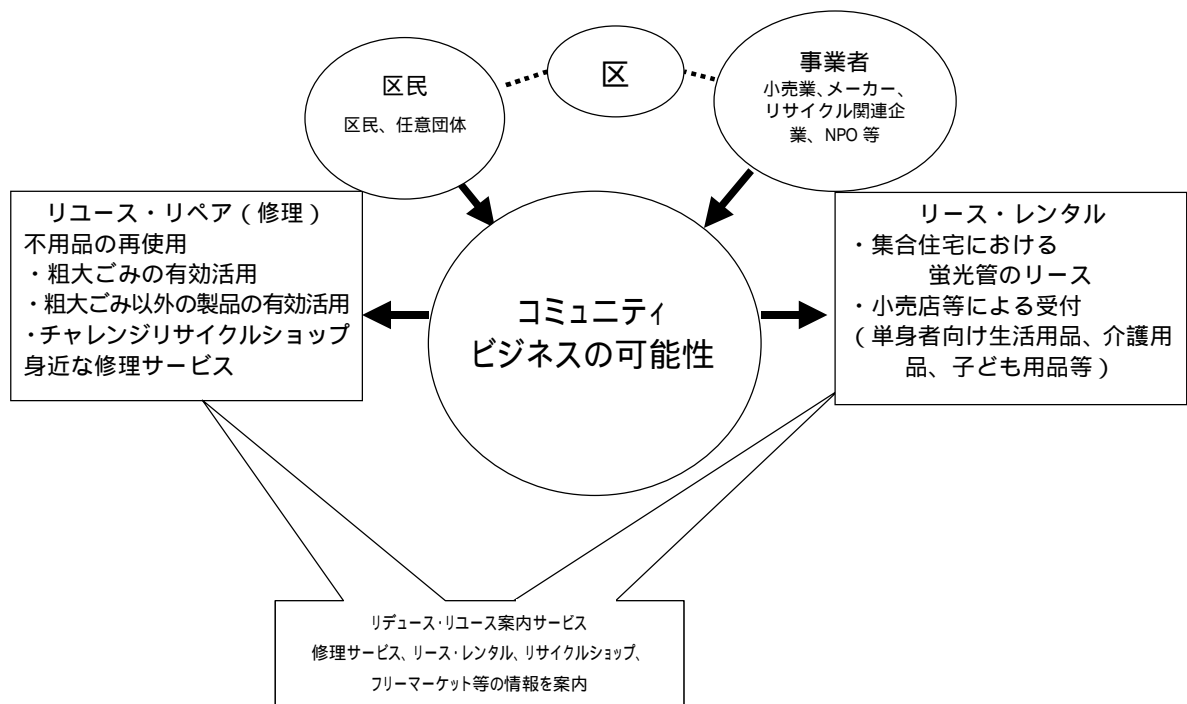
民間の運営による粗大ごみの有効活用(修理・再生・販売)事業を検討する。

粗大ごみとあわせて、それ以外の中・小型製品も対象にした事業についても検討する。

区民・事業者、区の連携によるリデュース^(注1)、リユース^(注2)サービス情報(修理サービス、リース・レンタル、リサイクルショップ、フリーマーケット等情報)の案内サービス事業を検討する。

区民・事業者が身近に利用することができるレンタルサービス等の可能性・効果を検討する。

区民・事業者主体の発生・排出抑制のイメージ



(注1)リデュース:リース・レンタルなど、「もの」の使用によるごみの発生抑制

(注2)リユース:壊れたものを修理して再使用することや不用となったものをリサイクルショップなどを通じて再使用することによるごみの発生・排出抑制

4 . 指標

指標設定の考え方

基本理念として掲げた「環境に配慮した持続可能な社会」とは、
区民・事業者が主体となってくらしや事業活動のあり方、ものとのつきあい方を見直し、
環境に配慮した生産・消費のあり方へと転換し、循環させ、適正に取り扱う
社会である。

この基本理念の下、

環境学習を総合的に発展させる

不用物を発生させない(発生段階)

不用物をごみにしない(排出段階)

ごみの適正処理を効率的に行う(処理段階)

の4つの取組みを掲げ、区民・事業者がくらしや事業活動のあり方を中長期的に変えていく契機となるよう、

重点取組み 波及効果のある環境学習の推進

重点取組み 区民・事業者主体の資源等の回収の推進

重点取組み 環境配慮サービスの創出

を設定し、区・区民・事業者は積極的に推進する。

多様な取組みは基本理念の実現に向けて実施されるものである。重点取組みをはじめとする区・区民・事業者の取組みの成果が、くらしや事業活動の転換にどの程度寄与し、「環境に配慮した持続可能な社会」がどの程度実現されたかなど進行管理を行うための目印として指標を設定する。

指標は、その意義が区・区民・事業者に広く共有され、各主体の取組みの改善や活動の活性化に積極的に活用されることが重要である。

指標の枠組み

指標と目標値

- ・ くらしや事業活動のあり方を見直す
- ・ ごみの発生を抑制する
- ・ ごみの排出を抑制する

ことに直接つながり、かつ統計上比較的安定した管理が可能であるという視点を踏まえ、「区民1人1日当たりのごみ量」を指標とする。指標において定められた目標値は、10年後の平成26年度を目標達成年度とする。なお目標値は、区・区民・事業者が力を合わせて達成すべきものであり、ごみの発生抑制や排出抑制を進めない限り達成されないものである。

平成15年度の数値を現状値とし、平成26年度に向けた目標値を「区民1人1日当たり680g」とする。なお、目標値は5年程度を目途に中間時点として、進捗状況を含めて評価を行い、取組みの見直しを行う。

指標	現状値(H15)	目標値(H26)	測定方法
区民1人1日当たりのごみ量 (資源回収量 + 家庭ごみ量) (区収集分)(g/人日)	802g/人日 推計値	680g/人日 (約15%減)	資源回収量(分別回収量 + 拠点回収量 + 店頭回収量) + 家庭ごみ量 ^(注1)

補足データ

指標のみで、基本理念の達成状況や重点取組みの成果を評価することは困難である。そこで、関連したデータを補足的に把握し、総合的に評価するべきである。

なお、補足データの精度を高めるためには、その種類や測定方法を柔軟に見直すことが望まれる。

望ましい方向性	補足データ	現状値(H15)	測定方法
不用物を発生させない、ごみにしない取組みの結果として、処分する家庭ごみの量が減る	区民1人1日当たりの家庭ごみ量(排出)	657g/人日 推計値	家庭ごみ量(排出) = 収集ごみ量 有料ごみ処理券(事業系)手数料収入 ÷ 28.5
不用物を発生させない、ごみにしない取組みの結果として、家庭ごみの量が減る	区民1人1日当たりの家庭ごみ量(排出)	g/人日 実測値 ^(注2)	特定の集積所において排出量の計量(実測)を行う。あわせて、排出者の世帯人数を把握する。
環境学習活動が活発になる	環境学習の参加者数、活動数等		区が関与する重点取組みによって創出された事業等からデータ収集する。
民間レベルのリサイクル活動が活発になる	集団回収や民間独自の店頭回収等による資源の量等	75g/人日 推計値	区が関与する重点取組みや簡易調査等によりデータを収集する。
多様なフリーマーケット・レンタル・リペア等が行われる	フリーマーケット・レンタル・リペア等を利用した量	28g/人日 推計値	区が関与する重点取組みや簡易調査等によりデータを収集する。

(注1) 家庭ごみ量は次の式によって算出した推計値である。28.5円/kgは、事業系ごみの処理原価である。

家庭ごみ量(排出) = 収集ごみ量(kg) × 有料ごみ処理券(事業系)手数料収入(円) ÷ 28.5(円/kg)

(注2) 不用物のうち、家庭ごみの算出では、一部推計が含まれていることから、実測による測定を行い、統計情報に基づく推計値との比較検討を行う。

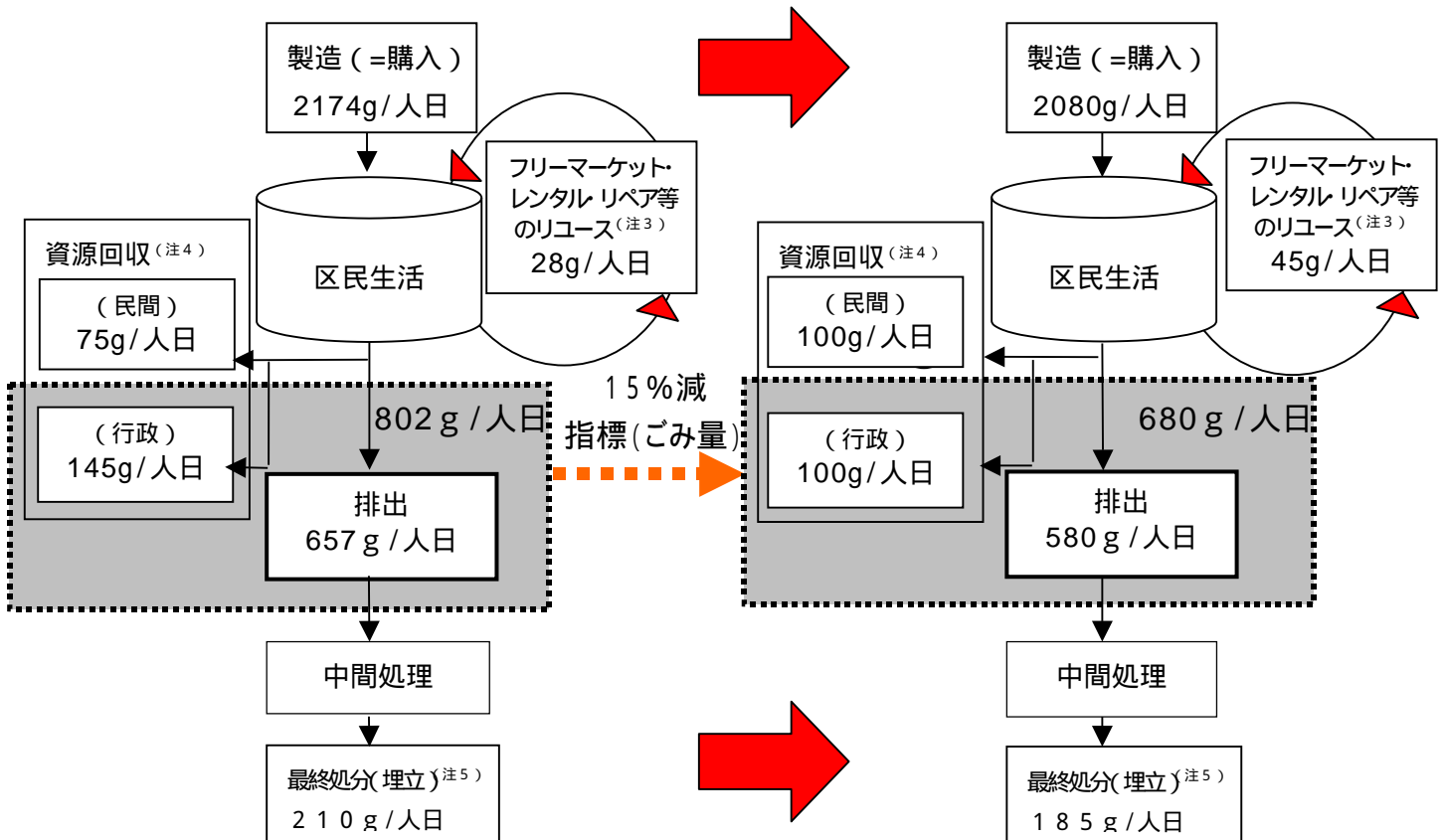
指標設定の枠組みと将来目標達成による世田谷区におけるものの流れのイメージ

- 波及効果のある環境学習の推進
容器包装や生ごみ（食べ残し・賞味期限切れ）を減量
- 区民・事業者主体の資源等の回収の推進
区民・事業者による多様な資源回収
- 環境配慮サービスの創出
洋服や書籍をフリーマーケットやリサイクルショップ等へ



現在：平成 15 年度^(注1)

将来：平成 26 年度^(注2)

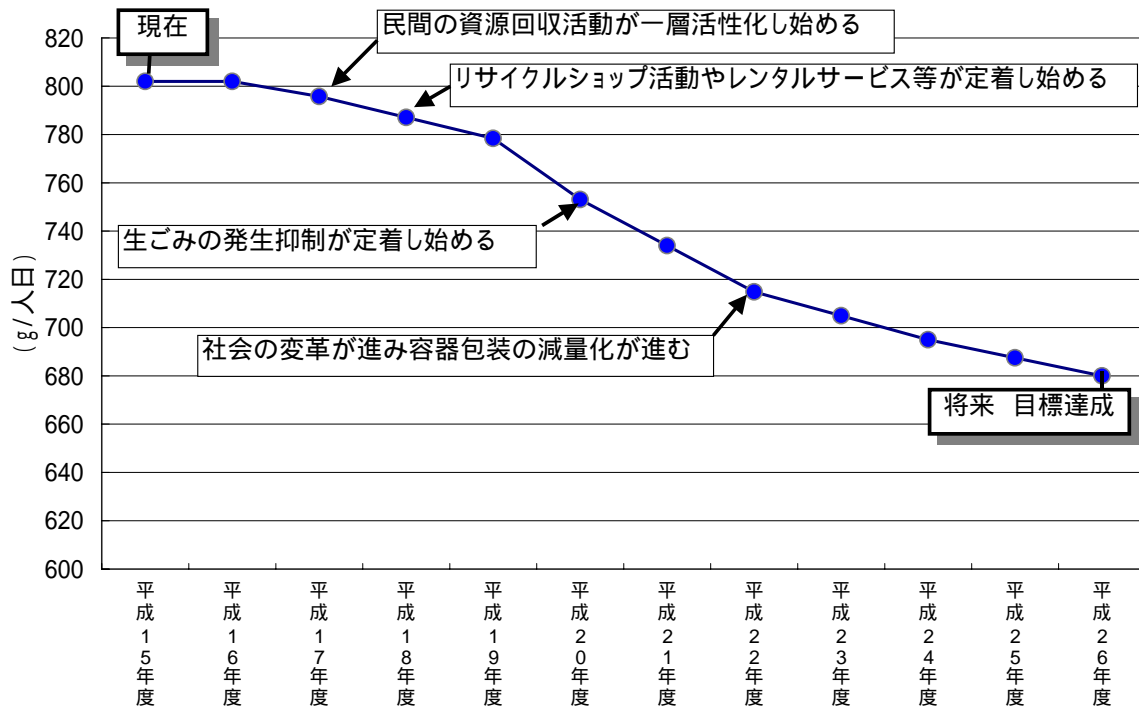


- (注1) 現在：家計動向調査(平成 15 年度実施)データを基にし、区統計データとの整合性を図り、世田谷区におけるものの流れを算定している。なお、自家処理による生ごみ減量分は「区民生活」に含まれる。
- (注2) 将来：容器包装を 20% 削減すること、食べ残し、賞味期限切れをなくして生ごみを 10% 削減すること、服や書籍の半分をフリーマーケットやリサイクルショップ等へ出すこと、家具や電気製品などの半分について修理(リペア)やレンタル等サービスを利用すること、さらに、資源回収(民間)を資源回収(行政)と同程度にすることを想定している。
- (注3) フリーマーケット・レンタル等：フリーマーケットやリサイクルショップ、レンタル・リース、修理(リペア)などのサービスを通じた再利用(リユース)を意味しており、個人での長期利用の他、区民間におけるものやりとりを含む。
- (注4) 資源回収(民間)：集団回収および販売店自らが店頭や巡回によって資源を回収する場合を含む。
資源回収(行政)：行政による分別回収、行政関与の下実施される拠点・店頭回収を意味する。
- (注5) 埋立量：排出量に埋立率 32% (平成 14 年度実績、二十三区全体、東京二十三区清掃協議会データから算出) を乗じて算出している。

参考

目標値の達成を目指した着実な改善(イメージ)

目標値の達成には多様な方法が考えられるが、目標年度までに目標値を着実に達成できるよう、重点取組みによる効果等を勘案し、下図のような道筋をイメージした。



数値目標達成の道筋(イメージ図)

指標等の公表

指標及び補足データ、さらに関連諸データを可能なものから順次公表するべきである。これらのデータは、毎年1回「ごみ減量21」(仮称)として整理し、区民・事業者定期的に公表して共有することで、区民・事業者主体の活動の活性化につなげることが重要である。さらに、区民・事業者の行動に結びつけてもらえるよう、環境学習の教材等として活用するなど、いろいろな機会をとらえた情報提供の工夫が望まれる。

5 . 取組みの推進

推進にあたっての考え方

「環境に配慮した持続可能な社会」という基本理念を実現するためには、区は、ごみの減量に向けた取組みの契機となり波及効果のある重点取組みを展開する必要がある。

区民・事業者は、例えば以下のような行動をはじめとして、重点取組みに主体的に関わり、くらしや事業活動のあり方を見直す行動を進めていく必要がある。

マイバッグを利用するなどして容器包装を 20%削減し、食べ残し、賞味期限切れをなくして生ごみを 10%削減する。

衣類(服)や書籍(本)の半分をフリーマーケットやリサイクルショップ等へ出す。

家具や家電製品などの半分について修理(リペア)やレンタル等サービスを利用する。

民間の資源回収量を行政の資源回収量と同程度にすることを旨とする。

このようなくらしや事業活動のあり方を転換する行動を誘引するための重点取組みを進めるにあたり、区・区民・事業者は次のことに配慮して取組みを進めていく必要がある。

柔軟に取り組む

区・区民・事業者は、指標に基づく現状値が目標値に対して、どの程度進んでいるかを把握し、達成度合いに応じて、各主体が柔軟にその取組み内容や手法などを改善する。

総合的に取り組む

多様な取組みは基本理念に向けて相互に関連性を持って進められることが重要である。個々の取組みが統一感を持ちながら有機的に結びつき、区内全体に波及することにより、その効果を最大限に発揮できるよう総合的に取り組む。

積極的に情報発信する

区・区民・事業者は、自らの取組みが基本理念の実現に有意義であることなどについて社会に向けて主張し、さらに新たな取組みを促すために、自らの取組みに関する情報を積極的に情報発信していく。

これらの取組みが進むことにより、平成26年度を目標年度として定めた目標値が実現可能となり達成される。

区の主たる役割

現在、区は、

資源の回収・リサイクル

ごみの排出指導(資源の分別についての排出指導など)

ごみの収集

ごみの処分(焼却、破碎・選別、埋立)

など、資源・ごみの分別排出指導や収集運搬、資源化、焼却、埋立等適正処理を中心に役割を果たしている。

ごみを減らすくらしや事業活動のあり方を実現するには、区民・事業者が主体的に重点取組みに関わり、環境に配慮した社会を創出するために、有効な取組みを提案したり実践することが極めて重要となる。

そのため、区は推進役として、主に次のような取組みを進める必要がある。

区民・事業者が多様な取組みの旗振り役・推進役となって活動できるような環境づくりを進める。

区民・事業者からの提案や取組みが、他の提案や取組みを引き出すとともにそれらが相乗効果を発揮できるような情報を収集し提供する。

区民・事業者からの提案を実現するにあたって、区・区民・事業者が実現の手法や課題などを共有できる機会や場を設定する。

区内部の体制として、関係部署との検討、連絡・調整を行い、各種事業の円滑な実施に努めるとともに、新たな取組みの可能性を探るためには各種調査・研究が重要となる。

また、区は国の循環型社会形成推進基本法の目指すところに従い、拡大生産者責任の徹底や関連法の見直しなど、国・都・他区等との協力体制を図るとともに、必要に応じて国、事業者への提言や要請を行う。

区民・事業者の主たる役割

区民・事業者は、「環境に配慮した持続可能な社会」実現の主体として、重点取組みに関連する次のような行動を実践していくことにより、くらしや事業活動のあり方を転換することが必要である。

環境学習への参加および実施主体として活動する。(事例)

レンタルサービスやリサイクルショップなどの環境配慮サービスを積極的に利用するとともにその担い手として参加する。(事例)

集団回収などの資源回収活動への参加や資源の排出に協力する。(事例)

資源・ごみの分別徹底を図る。(事例)

そのほか、多様な環境配慮サービスに係る提案を行い実践する。

【実践行動事例】 環境学習講座等に参加して学んだことを家庭などで実践していく。限られた期間しか利用しないものについては、レンタルサービスを活用するとともに、自らもフリ・マーケットに出店するなどする。 集団回収団体を立ち上げ、古紙・びん・缶等の資源を自主的に回収する。または、古紙・びん・缶等の資源を区の資源回収ではなく集団回収に提供する。 ごみを集積所に排出する前に、紙類(ダイレクトメール、菓子箱、紙袋)等資源として活用できるものは資源回収の方へ分別し、ごみを最大限減らしていく。

ものの流れにおける区と区民・事業者の主たる役割のイメージ

